

## 【 I 調査の概要】

### 1 調査の目的

工業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施した。

### 3 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類Eー製造業に属する事業所(国に属する事業所及び製造加工を行っていない本社等を除く)を対象とする。

### 4 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を使用し、調査員調査方式又は本社等一括調査方式により調査した。

### 5 調査事項

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額
- ⑥ 従業者数
- \*⑦ 常用労働者毎月末現在数の合計
- ⑧ 現金給与総額
- ⑨ 原材料使用額等
- \*⑩ 有形固定資産
- \*⑪ リース契約による契約額及び支払額
- \*⑫ 製造品在庫額等
- ⑬ 製造品出荷額等
- ⑭ 内国消費税額(酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額)
- ⑮ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑯ 主要原材料名
- ⑰ 作業工程
- \*⑱ 工業用地及び工業用水

\*印は「工業調査票甲」のみ

## 6 調査の時期

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの1年間について、平成21年12月31日現在で調査したものである。

## 7 主な用語の説明

### (1) 事業所数

平成21年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれ、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

### (2) 従業者数

平成21年12月31日現在の常用労働者（正社員、正職員等、パート・アルバイト等、出向・派遣受入者）と個人事業主及び無給家族従業者の合計である。

### (3) 現金給与総額

平成21年1年間に、常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

### (4) 原材料使用額等

平成21年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

### (5) 製造品出荷額等

平成21年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他の収入額及び製造工程から出たくず・廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

### (6) 付加価値額

従業者30人以上は付加価値額、従業者29人以下は粗付加価値額で計算したものである。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額 (30人以上)} = & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ & - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$
$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額 (29人以下)} = & \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ & - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

### (7) 労働生産性

$$\text{製造品出荷額等} \div \text{従業者数}$$

### (8) 付加価値生産性

$$\text{付加価値額} \div \text{従業者数}$$

## 8 産業分類

### (1) 産業名の略称

| 産業中分類名            | 略称       | 産業中分類名               | 略称    |
|-------------------|----------|----------------------|-------|
| 09 食料品製造業         | 食料品      | 21 窯業・土石製品製造業        | 窯業    |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業   | 飲料       | 22 鉄鋼業               | 鉄鋼    |
| 11 繊維工業           | 繊維       | 23 非鉄金属製造業           | 非鉄金属  |
| 12 木材・木製品製造業      | 木材・木製品   | 24 金属製品製造業           | 金属製品  |
| 13 家具・装備品製造業      | 家具       | 25 はん用機械器具製造業        | はん用機械 |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業  | パルプ・紙    | 26 生産用機械器具製造業        | 生産用機械 |
| 15 印刷・同関連業        | 印刷       | 27 業務用機械器具製造業        | 業務用機械 |
| 16 化学工業           | 化学       | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 電子部品  |
| 17 石油製品・石炭製品製造業   | 石油製品     | 29 電気機械器具製造業         | 電気機械  |
| 18 プラスチック製品製造業    | プラスチック製品 | 30 情報通信機械器具製造業       | 情報通信  |
| 19 ゴム製品製造業        | ゴム製品     | 31 輸送用機械器具製造業        | 輸送用機械 |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | 皮革       | 32 その他の製造業           | その他   |

### (2) 産業分類の名称

#### ●産業2分類別区分及び産業中分類別名称

##### ①軽工業

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、情報通信機械器具製造業、その他の製造業

##### ②重化学工業

化学工業、石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

#### ●産業3類型別区分及び産業中分類別名称

##### ①基礎素材型産業

木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業

##### ②加工組立型産業

はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

##### ③生活関連・その他型産業

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業

(3) 産業の決定方法

日本標準産業分類に基づき産業の格付を行っている。製造品が単品の事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定し、また、品目が複数の場合は、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付としている。

## 9 利用上の注意

- (1) この調査結果は、市独自に集計したものであり、経済産業省が公表する確定数値とは相違する場合がある。
- (2) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する調査内容としたことにより、時系列において、平成18年以前の数値とは定義が乖離しているが、本書では、調査で得られた数値をそのまま使用している。
- (3) 数字の単位未満は、原則として四捨五入した。したがって合計の数字と内訳の計とが一致しない場合もある。
- (4) 統計表の符号の用法は次のとおりである。
  - 「0」…単位未満（四捨五入後）
  - 「－」…該当なし
  - 「△」…マイナス
  - 「X」…事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所。事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。